

環境・農水常任委員会資料
平成 28 年(2016年)8月10日(水)
琵琶湖環境部循環社会推進課

クリーンセンター滋賀の今後の運営に係る基本方針(素案)

I. 基本方針策定の趣旨

- 「クリーンセンター滋賀経営改善へ向けた基本方針」(平成 24 年度～平成 28 年度) については、クリーンセンター滋賀(以下「センター」という。)を運営する公益財団法人滋賀県環境事業公社(以下「公社」という。)が開業当初から極めて厳しい経営環境にあったことから、その存続と応急的な経営体質の改善を最優先課題とし、解決へ向けて策定したものである。
- 現在の基本方針が平成 28 年度で終了すること、センターを取り巻く状況も変化してきたことを踏まえ、今後 5 年間(平成 29 年度～平成 33 年度)のセンターの運営に係る基本方針を策定する。公社においても、この基本方針に基づき、新たな中期経営計画(平成 29 年度～平成 33 年度)を策定する。

II. これまでの経過

- 平成 20 年のセンター開業時から受入量、収入ともに当初計画を大きく下回り極めて厳しい経営環境にあったことから、県は公共関与を強化した。
- 平成 22 年度には、県行政経営改革委員会の提言を基に設置した「クリーンセンター滋賀経営改革方針検討委員会」から、県の資金援助の継続、第 2 期工事を実施し容量の確保を図ることを目指すべき姿として報告(H23.3)がなされた。この報告を受け、経営体質の改善を図り、安定的経営基盤を確保することを目的とした次の基本方針を策定(H23.10)した。
 - (1) 公社による中期経営計画の策定
 - ①年度経常収支の黒字確保へ向けた対応策
 - ②全体収支改善に不可欠な第 2 期工事の実施策
 - ③運営面における一層の安全・安心を確保するための対応策
 - (2) 実効性の確保
 - ・明確な数値的経営目標・進行管理の実施
 - (3) 県の資金的支援
 - ・投資的・財務的経費を対象
 - (4) 将来的な行政課題への対応
 - ・県内の産業廃棄物管理型最終処分場について県の責任で手当が必要

○ 公社においては、県の基本方針を踏まえ、中期経営計画を策定(H24.3)し、受入れ廃棄物量の確保や人件費削減等の経営改善に取り組むとともに、県からの出えん金の支援によって、平成23年度以降、経常収支が黒字となり、債務超過も解消している。

なお、公社が策定した計画目標は、

- ①公益財団法人への移行(平成26年2月移行済)
- ②第2期工事の実施による施設整備(平成24~25年度完了)
- ③自己資本比率(平成28年度末)50%以上(平成27年度 49%)

であり、いずれも概ね達成予定である。

III. 現状と課題

① 営業活動や埋立処分料金割引により、搬入量が増加したが、平成26年度からの急増により比重が軽い廃棄物が大量に搬入され、施設の埋立効率が悪化し、処分場の埋立容量が逼迫することにもなった。

このままの状況で推移すると埋立期限である平成35年を待たずして埋立が終了する可能性があることから、搬入廃棄物の適正管理の強化や料金改定を実施したところである。

② 現在の埋立区画においても、計画期間より早く埋立が終了する可能性があり、次期以降の埋立区画工事を早期に実施する必要がある。

また、今後、埋立面積が増加していくことから、近年の集中豪雨等に対する埋立て中の排水処理の効率化が課題である。

③ 引き続き、地元区・市のご理解・ご協力の下、事業を進める必要がある。

④ 平成26年度以降に搬入量が増大したことにより、料金収入は大幅に増加し、経営状況は概ね改善したが、今後における公社の資金需要については、次期以降の埋立区画工事および埋立終了後の維持管理費に多額の経費が見込まれるため、公社はこれに必要な経費を確保する必要がある。

IV 県の基本姿勢

上記の「III. 現状と課題」を踏まえ、今後のセンター運営に係る基本姿勢は次のとおりとする。

- 県としては、センターが県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場であり、今後において民間企業による当該施設の整備が非常に困難な状況を考えれば、廃棄物の適正処理の推進や、産業基盤の確保、災害発生時の危機管理の観点からも県にとって必要不可欠、かつ代替性のない施設である。
これまでの県の基本姿勢は公社の経営改善を目的としていたが、経営状況は概ね改善してきたことから、今後は、第四次滋賀県廃棄物処理計画において示したとおり、センターを「大切な資産として長く大事に使う」ことを基本姿勢とする。
- また、産業廃棄物の最終処分を取り巻く状況は、県内産業廃棄物の発生量や、景況あるいは近隣処分場の状況などにより大きく左右されることとなり、これらを見定める必要がある。
このような中、センターの運営にあたっては、安定的な経営基盤の確保と埋立容量の適正な管理を行うとともに、引き続き、地元区・市のご理解・ご協力の下に進めていくことが不可欠である。

V. 県の基本方針

今後のセンター運営に係る県の基本方針は、次に掲げる3項目とする。

番号	基本方針として掲げる内容
1	<p>【公社による新たな中期経営計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 公社の経営状況は概ね改善してきたが、「IV. 県の基本姿勢」を踏まえ、公社の主体性と責任において、引き続き、センターの安定的な経営基盤の確保と埋立容量の適正な管理を行うため、以下の項目について、具体的な実施策を明記した新たな「中期経営計画」を策定するものとする。 なお、計画は平成29年度からの5年間を対象とする。(1) 埋立期限である平成35年まで安定的な施設運営が可能な廃棄物の搬入管理<ul style="list-style-type: none">①受入廃棄物の量と質の管理の強化②市場ニーズ等を踏まえた埋立処分料金の設定③公益財団法人の役割を認識した施設運営(2) 次期以降の埋立区画工事の計画的な実施および埋立中の排水処理の適正管理(3) 地元住民が安心して暮らせる施設運営(4) 埋立終了後のセンター運営方針の検討

2	<p>【実効性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の策定にあたっては、市場の動向を踏まえた収支見通しに基づく明確な数値的経営目標と埋立容量の管理目標を設定する。 また、計画の遂行にあたっては、的確な進行管理を実施することで、計画の実効性を確保する。
3	<p>【公社の経営安定化に向けた努力と県の資金的支援の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公社は、今後のセンター運営にあたっては、引き続き、経常事業収支における自律確保を基本原則とし、経営の安定化に努める。 ○ 公社は、次期以降の埋立区画工事および埋立終了後の維持管理費に多額の経費が見込まれることから、あらかじめこれに必要な経費を確保する。 ○ 県は、今後の投資的経費および開業経費に係る償還金に対して資金的支援を継続する。

VII. 将来的な行政課題

本県の産業廃棄物管理型最終処分場を取り巻く状況を将来的な視点で捉えた場合、次に示す点を課題として認識しているところである。

- ① 産業廃棄物を取り巻く状況は、経済状況の動向、県が推進している3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量化と資源化の状況等流動的な要素が多く、加えて料金改定による搬入量への影響も現時点では不透明であることから、センターについては、期限である平成35年まで埋立てすることを前提とし、公社・県の役割分担に応じた適切な対応により、大切な資産として長く大事に使っていく必要がある。
- ② 埋立終了後における産業廃棄物管理型最終処分場の確保については、「IV. 県の基本姿勢」で示したほか、大阪湾広域臨海環境整備センターの次期処分場整備計画および近隣民間最終処分場の動向を見定めながら、今後、早い時期に県の公共関与の在り方も含め、一定の方向性を示す必要がある。